

## 誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意

### 1 競争入札参加申請に伴う誓約事項

本件工事の競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、ご自分の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は指名停止の対象となりますのでご注意ください。

#### 誓 約 事 項

当社（私）は、本件工事の競争参加資格確認申請期限において、次のすべての事項に該当することを誓約します。

なお、誓約後に次のいずれか1つ以上に該当しないこととなった場合は、本件入札を辞退します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しない者であること。
- 2 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。  
 ※ 取引停止処分を受けても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県の実業入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。
- 3 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。  
 ※ 不渡手形等を出しても、その後、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて神奈川県の実業入札参加資格の再認定を受けている場合は除きます。
- 4 債務の不履行により、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定を受けている者でないこと。
- 5 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- 6 社会保険等加入建設業者であること。  
 ※ 社会保険等とは、健康保険、年金保険及び雇用保険を言います。加入の義務がない場合は除きます。
- 7 本件工事が技術者を専任で配置しなければならない場合、専任で配置できる技術者を有していること。
- 8 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

### 2 競争参加資格確認について

「かながわ電子入札共同システム」により競争参加資格「有」とされた場合でも（その時点では細部にわたる資格確認はしていません。）、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますのでご注意ください。

### 3 経常建設共同企業体の申請について

経常建設共同企業体として取得したICカード以外は認められません。

＜ 入札公告 兼 入札説明書 ＞

次のとおり工事番号「西土20」の工事について条件付き一般競争入札を行います。

令和8年9月29日

神奈川県西土木事務所長 森尻 雅樹

1 競争参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、競争参加資格確認申請期限日（申請期間の末日）から落札決定までの全期間にわたって、次に掲げる要件をすべて満たしていることを要します（共同企業体の場合はすべての構成員）。

(1) 各工事に共通する事項

- ア 神奈川県の競争入札参加資格（当該工事に係る業種）を有することについて知事の認定を受けている者であること。
- イ 有効な経営事項審査結果通知を受けている者であること。
- ウ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- エ 「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を県から受けた者は、改善確認通知を受けていること。
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- カ 2年以内に電子交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- キ 6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続の開始決定を受けた後、「ア」の競争入札参加資格の再認定を受けた者を除きます。
- ク 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ケ 事業税、消費税、地方消費税を滞納している者でないこと。
- コ 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- サ 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 工事別事項

「工事別発注概要書」に記載のとおりです。

2 競争参加資格確認申請の提出及び資本関係又は人的関係について

入札参加希望者は、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」を必ず確認の上、「工事別発注概要書」に記載した期限までに、「神奈川電子自治体共同運営電子入札システム」（以下「かなが

わ電子入札共同システム」という。)により競争参加資格確認申請を行ってください。競争参加資格確認申請をもって、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなします。

(※ 「参加資格要件をご確認ください」のメッセージが出た場合でも資格を備えていることが自己確認できた場合は、「入札担当部署」に連絡した上で申請してください。公告日以前のデータで準備されているため、その後資格を備えた場合等にもメッセージが出る場合があります。)

(※ 経常建設共同企業体の申請は、経常建設共同企業体として取得したＩＣカード以外は認められません。)

**(※ ＩＣカードの不正使用が判明したときは、当該案件への入札参加資格の取消しや入札書の無効等となりますので、ご注意ください。)**

なお、入札担当部署において、「１」の(1)のサの基準に該当する者同士が同一入札に参加しているかどうかを確認し、基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱います。ただし、基準に該当する者のうち、他の者が開札前に辞退届の提出を行えば、残った一者の行った入札は有効とします。なお、基準に該当する者同士が、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題はありません。

入札期間中に「資本関係又は人的関係情報」に変更が生じた際は、変更申請（再申請）を済ませたうえで、入札担当部署に変更内容を速やかに連絡してください。なお、競争入札参加資格認定申請時に「資本関係又は人的関係情報」を提出していない者については、資本関係又は人的関係にある者の確認ができないため、その者の入札は無効として取り扱います。

詳細については、下記の県のホームページにある「資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限について」をご覧ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/nyusatusanka>)

### 3 競争参加資格確認通知

「かながわ電子入札共同システム」により所定の期限までに資格の有無を通知します。

ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので、ご注意ください。

### 4 資格がないとされた者の説明要求

「かながわ電子入札共同システム」により資格なしの旨の通知を受けた者は、通知が発行された日から起算して６日以内（土曜日・日曜日・祝日・「山の日」からお盆期間（８月１１日から８月１６日まで）・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く。（以下「閉庁日等を除く。」という。))に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して６日以内（閉庁日等を除く。）に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して８日（閉庁日等を除く。）以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

説明要求及び再苦情申立ては、入札事務の執行を妨げないものとします。

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

### 5 入札書の提出

(1) 入札書は「かながわ電子入札共同システム」により「工事別発注概要書」に記載した期間に提出してください。

(2) 入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の **110分の100** に相当する金額を記載してください。（落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の **100分の10** に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。）

(3) 入札執行回数は、原則として１回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を１回行います。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により開札日から起算して７日（閉庁日等を除く。）以内に通知書を発行します。

なお、１回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は１回目の入札で失格となった

者は再度入札に参加することができません。

- (4) 入札書の提出の際、入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を添付してください。  
内訳書の様式は設計図書とともに配布しますので、必ず配布された様式を使用してください。  
また、発注者からの要請があったときは、その指示に従ってください。

## 6 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。

（注）落札候補者に対しては電子メール等で連絡の上、競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、価格の低い入札者から同様の審査をします。

ただし、最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定し、その者について審査した上で、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

なお、くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。

（注）最低制限価格を設定している場合：最低制限価格未満の価格による入札は失格とします。

## 7 疑義等申立期間

本件入札に入札書を提出した者で、入札執行手続等に疑義がある場合には、保留通知の日の翌日から起算して2日の間に（閉庁日等を除く。両日とも17時00分まで）、工事費内訳書（土木工事については、本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書）（建築工事等については、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書）等の設計図書と比較ができる資料を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。（必要に応じて、資料の提出を求める場合があります。）求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。

ただし、入札が不調となった場合又は入札制度に関する内容は、疑義等申立制度の対象としません。

## 8 落札候補者の提出書類

落札候補者として連絡を受けた者は、翌日（閉庁日等を除く。）の17時00分までに次の書類を「入札担当部署」あてに電子メール、ファックス又は持参により提出してください。

- (1) 競争参加資格確認申請期限において、健康保険、年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入していることを確認するため、最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査受審後に加入した場合は加入を確認できる書類）
- (2) 建設業許可に係る営業所専任技術者を確認できる書類（建設業許可申請書及び専任技術者証明書（共に副本）の写し）
- (3) 競争参加資格として設定されている場合は次の書類

### ア 技術者の配置

- (ア) 配置予定技術者届（資格設定により専任又は非専任）

（様式集）（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>）

※ 監理技術者又は主任技術者の兼務を希望する場合は、兼務の相手方となる工事の発注者の收受印の押印を受けた各種様式を提出（電子メール又はファクシミリ可）してください。

なお、詳細については、下記の県のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p202212.html>

また、本件が監理技術者の兼務が認められるかどうかは、「工事別発注概要書」の「配置予定技術者」の欄をご確認ください。

- (イ) 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係（請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の場合は直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係）にあることが確認できる書類

（様式集）（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>）

（例） 監理技術者資格者証又は、市区町村が作成する住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書等（※）の写し

（※）「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」を提出する者においては、雇用期間を

当該通知書中の「確認（受理）通知年月日」により確認します。

ただし、「確認（受理）通知年月日」が「被保険者となった年月日」から 15 日以内の場合には、「被保険者となった年月日」から雇用されていた者とみなします。

(ウ) 監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写し

(エ) 主任技術者の場合は、資格を証明できる書類の写し（技術検定合格証明書等）

(オ) 監理技術者の兼務に伴い、監理技術者の補佐を行う、「監理技術者補佐」を設置する場合は、資格を証明できる書類の写し（一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明書等）

イ 同種工事の実績

(ア) 同種工事実績届

神奈川県発注工事を優先的に記載してください。

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

(イ) 資格要件とされた内容（規模・工法等）及び完成を確認できる書類

(例) CORINS（コリンズ）の竣工時工事カルテ、契約書及び検査済証、施主の施工証明書（任意様式）等の写し

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

(4) その他「工事別発注概要書」等により指示のあった書類

9 開札後に資格がないとされた者の説明要求

落札候補者の入札が無効とされた場合、その落札候補者は、落札者決定通知書が発行された日から起算して6日（閉庁日等を除く。）以内に苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより説明を求めることができます。説明要求に対しては、受理した日から起算して6日以内（閉庁日等を除く。）に回答します。

更に、この説明に不服がある者は、説明に係る書面を受領した日から起算して8日（閉庁日等を除く。）以内に再苦情申立書を「入札担当部署」に持参することにより不服を申し立てることができます。再苦情申立については、神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会が審議を行います。

説明要求及び再苦情申立ては、落札決定の事務の執行を妨げないものとします。

(様式集) (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除します。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する金額以上を（仮）契約締結と同時に納付するものとします（ただし、設計金額が300万円未満の場合は不要です。）。ただし、神奈川県債証券若しくは利付国債証券の提供又は金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関をいう。）若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、落札者が公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除するものとします。

11 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、入札担当部署に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知する。（様式集）(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html>)

12 その他

(1) 落札者が契約締結までに「1」に掲げた競争参加資格のうち、1つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(2) 契約書の作成

ア 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。また、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約、又は契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。

イ 契約書は、契約書（案）を基に作成し、電子契約の場合は電磁的措置を執ったうえ、各自その1通を保持するものとし、書面による契約の場合は2通作成したうえで各自その1通を保持するものとします。電子契約を希望する場合は、県会計局指導課のホームページから「電子契約の利用に係る申請書」をダウンロードしてご提出ください。

「契約書（案）」 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f537207/pl1176444.html>

「電子契約の導入について」 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/denshikeiyaku.html>

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(4) 次に掲げる入札は無効とします。

ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札

イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札

ウ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札

エ 入札書の提出の際に添付する内訳書の内容に不備があると判断された場合の入札

オ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札金額の算出に当たっては、設計図書中の設計書を優先することとします。

(6) 「5」の(4)に基づく内訳書を提出しない者が行った入札は失格とします。

(7) 落札者が決定通知のあった日から7日以内に当該契約を締結しない場合は、その落札は効力を失います。

(8) 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定に該当するもの（予定価格の金額が6億円以上の工事又は製造の請負に係る契約）は、神奈川県議会の議決を要します。

議会の議決までに、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく参加資格の制限又は神奈川県指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合には、契約を締結しないこととします。

(9) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

(10) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続の誤り又は入札公告や設計図書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。

(11) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、「入札担当部署」にお問い合わせください。

(12) 社会保険等に加入している者であること。一次下請負については、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。詳細は、「工事別発注概要書」をご確認ください。

(13) 設計図書に関する質問への回答は、質問しなかった方も必ず確認してください。回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。

(14) 本工事については、神奈川県が実施する賃金実態調査対象工事となっています。

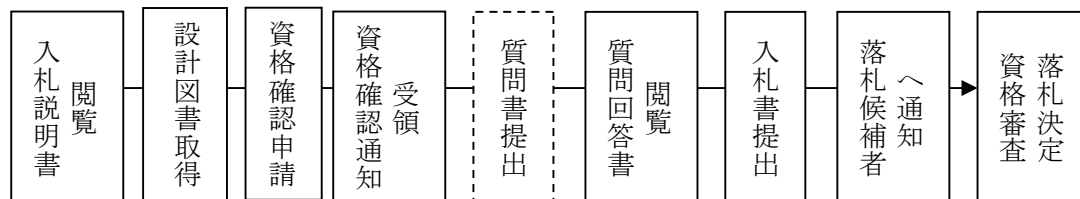
契約の相手方は、本工事に関し神奈川県が実施する賃金実態調査について次に掲げる事項への協力をお願いします。

ア 調査票に必要事項を記入し、神奈川県県土整備経理課に提出すること。

イ 当該工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の協力をする事。

(15) 前各号に定めるもののほか、神奈川県財務規則及び競争入札の参加者の資格に関する規則の定めるところによります。

### 13 入札手続の流れ



|         |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工事番号    |                           | 西土20                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 工 事 名   |                           | 令和8年度 道路補修工事 県単（その5）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 工事場所    |                           | 県道709号（中井羽根尾）足柄上郡中井町半分形地内他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 工事概要    |                           | 【概数設計】<br>工事延長 L＝250.0m<br>舗装工 W＝6.08m～9.19m A＝1,805m2<br>切削オーバーレイ工 A＝1,805m2<br>表層工 A＝1,805m2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 工 種     |                           | 舗装工事                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 完成期限    |                           | 令和9年3月15日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 最低制限価格  |                           | 設定する。<br>（最低制限価格率については、「神奈川県公共工事等における最低制限価格の取扱要領」の「最低制限価格率（％）算出の具体式」を用いる。<br>※ <b>必ず次の県のホームページで詳細をご確認ください。</b><br><a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/pl2739.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4317/pl2739.html</a> )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 契約後VE提案 |                           | 実施しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 競争参加資格  | 企業形態                      | 単体企業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 登録業種                      | 舗装                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|         | 知事が認定した等級格付（又は総合点数)及び所在地等 | B又はC等級で、本店が中井町、大井町、松田町又は開成町内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|         | 特定建設業許可                   | －                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|         | 配置技術者                     | ●次の要件をすべて備える主任技術者又は監理技術者等を施工現場に配置すること。<br>（橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作期間を除く。）<br>・原則として、営業所の専任技術者でないこと。<br>・監理技術者の場合は、上記「工種」に係る監理技術者資格者証を有すること。<br>また、監理技術者講習修了証の交付若しくは監理技術者資格者証の裏面に監理技術者講習修了履歴の記載があること。<br>・主任技術者の場合は、上記「工種」に係る資格を証明できる書類（技術検定合格証明書等）を有すること。<br>・監理技術者の兼務に伴い、監理技術者の補佐を行う、「監理技術者補佐」を設置する場合は、上記「工種」に係る資格を証明できる書類（一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証明書等）を有すること。<br>・競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。<br>●技術者が建設業法施行令第27条の規定（請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は、9,000万円以上）により専任であることを要する場合に限り、次の要件を備えること。<br>・上記の直接的かつ恒常的な雇用関係については、3か月以上の期間を有すること。<br>・契約時に他の工事に従事していないこと。（工場製作期間がある工事を除く。）<br>落札候補者は、契約時には他の工事に従事しない旨の誓約書を提出してください。<br>誓約書は、下記の様式集からダウンロードしてください。<br>（様式集）( <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/pl10818.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/pl10818.html</a> ))<br>CORINS（コリンズ）の登録内容確認書等により他の工事に従事していないことを確認した後、契約を締結します。契約を締結できない場合、指名停止の対象となることがあります。 |
|         |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>※建設業法施行令第 27 条に規定(請負金額が 4,500 万円以上(建築一式工事は、9,000 万円以上))される工事であっても、<u>技術者の兼務が認められる場合</u>があります。</p> <p><u>監理技術者又は主任技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係が、3 か月以上の期間を有することや一定の条件を満たす工事において、兼務が認められます。</u></p> <p><u>詳細については、下記の県のホームページをご覧ください。</u><br/> <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p202212.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p202212.html</a></p> <p><u>また、主任技術者が兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合においては、一定の条件において、現場代理人の兼務が認められます。</u></p> <p>※ 経常建設共同企業体の場合は、代表構成員が主任技術者又は監理技術者を、その他の各構成員が主任技術者を配置すること。</p> <p>※ 他の入札案件を落札したこと等により予定の技術者を配置できなくなった場合は、落札候補者として審査書類を提出するまでに連絡すること。</p> <p>※ 「<u>落札候補者が提出する雇用関係にあることが確認できる書類</u>」については、入札公告兼入札説明書の 8 (3) ア (イ) をご参照ください。</p>                                                                                                                                                   |
| 同種工事の実績 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 完成工事高   | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 現場代理人   | <p>本件工事の契約金額(税込み)が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める額未満で、次の 1 から 4 の条件のすべてを満たす場合には、現に他の工事の現場代理人である者を、本件工事の現場代理人として兼務させて配置することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件工事連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員は工事現場に滞在し、発注者との連絡に支障をきたさないようにすること。</li> <li>2 現に現場代理人である工事は、神奈川県発注の工事であること。</li> <li>3 現に現場代理人である工事の契約金額(税込み)は、建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める額未満であること。</li> <li>4 現に現場代理人である工事の発注者が、本件工事の現場代理人兼務を承認すること。</li> </ol> <p>現に現場代理人である者を、本件工事の現場代理人として兼務させて配置する場合は、落札候補者の資格審査書類として、現に現場代理人である工事の発注者の承認を受けたことを確認できる書面(現場代理人兼務届)を提出すること。</p> <p>※ <u>現場代理人の常駐義務について、主任技術者の兼務を行う工事、かつ、主任技術者と現場代理人が同一人物の場合に限り、建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める額以上の工事においても、連絡員を定めることを条件に、2 件まで兼務を認めます。</u></p> <p>詳細については、下記の県のホームページをご覧ください。<br/> <a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p202212.html">(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p202212.html)</a></p> |
| 労働福祉    | 退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者(経営事項審査の対象であるものに限る。)又は中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結していること。(経常建設共同企業体の場合はすべての構成員)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 社会保険等   | <p>社会保険等に参加している者であること。</p> <p>(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務がない者を除く。)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 社会貢献企業  | <p>県西土木事務所長と「地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定」を締結している団体に加入している者で河川・砂防緊急工事指定業者、県西土木事務所長と「神奈川県県土整備局管理道路の緊急補修工事等に関する覚書」を交わしている者、又は県西土木事務所長と「南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の区域における県管理土木施設の地震時等パトロールに関する覚書」を交わしている団体に加入している者でパトロール業者であること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|  |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | その他                   | <p>・建設業労働災害防止協会神奈川支部に加入している者であること。</p> <p><b>【同時期発注】</b></p> <p>・入札参加者は、本件又は「(西土21) 令和8年度 道路補修工事 県単(その6)」のいずれか1件のみ落札できるものとします。</p> <p>・なお、落札決定は、原則として「西土20」「西土21」の番号順(不調又は中止となった案件がある場合は、その案件を除いた順)に行うこととし、落札者が当該落札決定以後に落札決定する案件に応札している場合には、その応札を辞退したものとみなします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|  | 競争参加資格確認<br>申請期限及び通知日 | <p>申請期限 令和8年10月1日(15時00分)まで</p> <p>※ 申請することにより、別紙「誓約事項及び競争参加資格確認に係る注意」の誓約事項について誓約したものとみなされますので、資格をよく確認した上で申請してください。</p> <p>※ 経常建設共同企業体の申請は、共同企業体として取得したICカード以外は認められません。</p> <p>※ 参加資格については、電話でお問い合わせください。</p> <p>※ 代表者等のICカードの登録内容が変更となっているにもかかわらず、変更前のICカードを使用して入札に参加するなど、ICカードの不正使用が判明したときは、入札参加資格の取消しや入札の無効等となりますので、ご注意ください。</p> <p>詳細は、次の県のホームページで「電子入札運用基準」をご確認ください。<br/>(<a href="http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/kiyaku.html">http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/html/kiyaku.html</a>)</p> <p>※ 代表者の変更に伴うICカードの更新手続中など、「かながわ電子入札共同システム」の利用ができない場合には、「入札担当部署」に電話でお問い合わせください。</p> <p>確認通知日 令和8年10月5日</p> <p>ただし、競争参加資格「有」と通知された場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できなかった者の入札は無効としますので注意してください。</p>                  |
|  | 設計図書(現場説明書を含む)の取得方法等  | <p>本公告とともに添付します。</p> <p>また、入札書とともに提出する内訳書の様式も添付しますので、入札書の提出の際に、必ず添付された様式を使用してください。</p> <p>※ 設計図書のファイルには、IDとパスワードが設定されています。IDは資格申請システムにログインする際のID、パスワードは事業者ごとに各自設定したパスワードを入力してください。</p> <p>※ 設計図書等のファイルの公開は、入札書提出期限日(20時00分)まで行いますので、それまでに保存(ダウンロード等)してください。</p> <p>配布した設計図書等を本入札以外の目的で使用することを禁止します</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|  | 設計図書に関する<br>質問及び回答    | <p>設計図書に関する質問は、入札参加資格を有するとの確認を受けた者に限ります。</p> <p>質問期限内に下記のアドレスに電子メールを送信してください。<br/>(「かながわ電子入札共同システム」ではありません。)</p> <p>※ 「質問書(県土整備局様式)」は、下記様式集からダウンロードしてください。<br/>(様式集) (<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10818.html</a>)</p> <p>※ 電子メールの「件名」には工事番号(又は工事名)を記載してください。</p> <p>※ 電子メールの「本文」には、工事番号(又は工事名)及び質問者名・連絡先(電話番号)のみ入力し、質問文面は添付する「質問書(県土整備局様式)」に記載してください。</p> <p>※ 質問文面には会社名を記載しないでください。</p> <p>※ 「質問書(県土整備局様式)」を電子メールに添付して送信してください。</p> <p>※ やむを得ない場合は、直接お問い合わせください。</p> <p>メールアドレス <a href="mailto:matudo.1916.doroi@pref.kanagawa.lg.jp">matudo.1916.doroi@pref.kanagawa.lg.jp</a><br/>電話 0465-83-5111(道路維持課 維持防災班)</p> |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>質問期限 令和8年10月7日（15時00分）まで<br/>（2回目の質問期間は設けていません。）</p> <p>回答日 令和8年10月13日</p> <p>「かながわ電子入札共同システム」で閲覧に供します。</p> <p>※ 質問しなかった方も必ず確認してください。</p> <p>※ 質問に対する回答だけでなく、情報提供を行うことがあります。</p>                                                                                                                                            |
| 入札書の提出期間 | <p>令和8年10月15日（8時30分～20時00分）及び<br/>令和8年10月16日（8時30分～15時00分）</p> <p>（入札書（添付された内訳書も含む。）の再提出はできません。事前に必ず質問の回答を確認してください。）</p>                                                                                                                                                                                                       |
| 開札予定日    | <p>令和8年10月19日</p> <p>開札後、全員に保留通知が届きますのでご承知おきください。</p> <p>保留通知日の翌日から3日目（閉庁日等を除く。）以降に、落札候補者には電子メール（等）で連絡しますので、都合の良い時間に確認してください。</p> <p>ただし、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で最低の価格をもって入札を行った者が複数ある場合は、くじ引きにより落札候補者を決定します。</p> <p>※ くじ引きの具体的な方法については、別添「くじ引きの方法について」をご参照ください。</p> <p>（なお、開札状況（第3順位までの金額）は「かながわ電子入札共同システム」の入札状況一覧からご覧いただけます。）</p> |
| 疑義等申立期間  | <p>本件入札に入札書を提出した者で、入札執行手続等に疑義がある場合には、保留通知の日の翌日から起算して2日の間に（閉庁日等を除く。両日とも17:00まで）、工事費内訳書（土木工事については、本工事費内訳書、内訳書、下位内訳書）（建築工事等については、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書）等の設計図書と比較ができる資料を持参の上、「入札担当部署」まで申し出てください。（必要に応じて、資料の提出を求める場合があります。）求めに応じ設計額が記載された設計図書を閲覧に供します。</p> <p>ただし、入札が不調となった場合又は入札制度に関する内容は、疑義等申立制度の対象としません。</p>                      |
| 支払条件     | <p>(1) 前金払</p> <p>保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額の100分の40以内の前金払を行います。</p> <p>保証事業会社の保証を受けた場合には、請求により請負金額の100分の20以内の中間前金払を行います。</p> <p>(2) 部分払</p> <p>出来高に応じて支払います。部分払いの回数は、2回以内とします。</p>                                                                                                                                           |

|                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他                          | <p>原則として、社会保険等未加入建設業者を一次下請契約の相手方とすることはできません。一次下請業者が社会保険等に加入していることが確認できない場合は、ペナルティ措置の対象となります。詳細は、次の県のホームページをご確認ください。<br/>(<a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p866474.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p866474.html</a>)</p> <p>本件は、契約後に法定福利費を含む内訳書の提出を求める工事です。<br/>入札時に入札金額に含まれる法定福利費を記載した内訳書を提出した場合には、契約後の提出を省略することができます。</p> <p><b>本工事は、労務費ダンピング調査の対象工事です。</b></p> <p>落札候補者に対し、内訳書に明示された直接工事費が一定水準（発注者が設計した直接工事費に下記の係数を乗じた額（円未満四捨五入））以上か調査を実施しますので、一定水準を下回った場合は、すみやかに理由書を書面で提出してください。<br/>理由書の様式については、入札担当部署から別途連絡します。<br/>理由書の提出は、電子メール又はファクシミリでも可能とします。<br/>なお、理由書の提出を行わない場合は、入札の条件に違反した入札として無効とする場合があります。</p> <p>〔直接工事費に乘じる係数〕<br/>土木工事の場合：0.97<br/>建築工事の場合：0.94<br/>※ 詳細は、次の県のホームページを御確認ください。<br/><a href="https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10823.html">https://www.pref.kanagawa.jp/docs/g7r/cnt/f3430/p10823.html</a></p> <p><b>【賃金実態調査への協力】</b></p> <p>・本工事については、神奈川県が実施する賃金実態調査対象工事となっています。<br/>・契約の相手方は、本工事に関し神奈川県が実施する賃金実態調査について次に掲げる事項への協力をお願いします。</p> <p>ア 調査票に必要事項を記入し、神奈川県県土整備経理課に提出すること。<br/>イ 当該工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）も同様の協力をする事。</p> |
| 入札担当部署<br>(入札手続に関する<br>問合せ先) | <p>神奈川県県西土木事務所 工事契約課<br/>電話 0465-83-5111（代表）<br/>ファックス 0465-83-7532<br/>メールアドレス <a href="mailto:matudo.1916.keiyaku@pref.kanagawa.lg.jp">matudo.1916.keiyaku@pref.kanagawa.lg.jp</a></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 電子入札操作に関する<br>問合せ先           | <p>コールセンター（平日 9時00分～17時00分）<br/>0120-921-182（フリーコール）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

## くじ引きの方法について

- 1 複数の者が最低の価格をもって入札を行った場合は、かながわ電子入札共同システムにて電子くじを実施し、落札候補者の順位を決定し、その順位に従って審査を行います。  
なお、電子くじの方法は、次の「かながわ電子入札共同システム（マニュアル）」の抜粋以下をご参照ください。

### かながわ電子入札共同システム（マニュアル） 抜粋

#### 電子くじについて

かながわ電子入札共同システムでは、開札の結果くじ引きが必要になった場合に、あらかじめ入札書に入力されたくじ番号を元にして電子くじを実施することができます。

電子くじの仕組みは次のとおりです。

- ① 抽選に参加する業者をくじ番号により昇順に並べ替え、「順位番号」を付与します。  
(くじ番号が同値の場合は、入札書提出順とします)
- ② くじ番号合計値  $x$  に発注者が「くじ引き判定ボタン」を押下した日時のミリ秒数  $y$  を加算した数値を、抽選参加業者数  $z$  で除算し、その余りに1を加算した数を「当選数」とします。

計算式： $(x + y) \div z = m \cdots n$  当選数  $= n + 1$

(例)  $x = 16$   $y = 250$   $z = 3$  の場合

$(16 + 250) \div 3 = 88$  余り 2

当選数  $= 2 + 1 = 3$

- ③ 「順位番号」と「当選数」が一致する業者を「当選者＝落札者」とします。

※ 同じくじ番号が入力された場合でも、選ばれる落札者は1名です。

注：上記枠中の落札者を、第1順位の落札候補者と読み替えます。

- 2 上記枠中の②において、余り（青枠内）に2を加算した者を第2順位の落札候補者、3を加算した者を第3順位の落札候補者…と、くじ引き参加者全員の順位を決定します。  
第2順位の落札候補者以降、余りに加算数値を足した数値が参加業者数を超えたときは、当該数値から参加業者数を引いた数の者になります。  
なお、くじ引きの結果については、落札者決定通知書と併せて送付します。
- 3 第1順位の落札候補者に対し電子メール等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。その結果、要件を満たしていることが確認できた場合は落札とし、落札者決定通知書を発行します。
- 4 第1順位の落札候補者が競争参加資格の要件を満たしていると確認できなかった場合は、第2順位の落札候補者に対し電子メール等で連絡の上、書類の提出を求め、競争参加資格を審査します。以降、競争参加資格の要件を満たしていることが確認できるまで、3と4を繰り返します。